

「司法書士の法教育」

松本 榮次（神戸大学大学院法学研究科）

司法書士の法教育は、様々な形で進んでいる。司法書士の組織も複雑であり、外部から見た場合、わかりにくい現状がある。司法書士の法教育について、ホームページを中心に調べ、研修会等にも参加してみた結果から報告する。

日本司法書士会連合会のホームページから、司法書士を講師として派遣した学校数の推移を調べてみると、最近10年程度では、あまり増えておらず、少し減少傾向になっていると見られる。しかし、内容を調べてみると、主権者教育・消費者教育・労働教育等多岐にわたっている。また、学校等への派遣だけでなく、司法書士会館等に子どもたちを集めて行う法律教室なども実施され、法教育の行われ方も様々な変化が見られる。

組織としては、日本司法書士会連合会による法教育だけでなく、各都道府県ごとに設立されている司法書士会のホームページで、法教育を行っていることをアピールしているところも増えている。もちろんすべての司法書士会が法教育をアピールしているわけではないが、ホームページを見ると、各司法書士会が法教育についてどのようなスタンスで取り組んでいるか、それとも取り組んでいないのかがある程度わかる。講師を学校へ派遣することをアピールしているところもあれば、親子法律教室等で子どもたちを集めて法教育を行っているところもある。

また、ホームページでは、あまり法教育について宣伝していなくても、実際には法教育について積極的に取り組んで活発な働きをしている県もある。このように、一概にホームページが各都道府県の法教育の実態を表しているわけではないが、ホームページを見れば、ある程度司法書士会の取り組み具合がわかるのである。

司法書士会では、法教育委員会を組織して法教育に取り組んでいるところもあれば、青年司法書士会が中心となって法教育を進めているところもある。また、近畿司法書士会連合会のように独自に法教育を進めているところもある。

それだけではなく、単位会等を超えた横のつながりとして、司法書士会法教育ネットワークという任意の団体を立ち上げて、法教育に取り組んでいる。（司法書士会法教育ネットワークというホームページもあり、会員や賛助会員を募集している）

このように司法書士の法教育といっても様々な形で、法教育に取り組んでおり、内容や形態も複雑化しているのである。

司法書士会によっては、法教育のシンポジウムや研修会を設定して、法教育の普及に力を注いでいるところもある。

最近では、紙芝居教材「解釈のちから」の次の教材として、紙芝居を用いた「相談のちから」が完成し、シンポジウムを含めた研修会で、司法書士や教師を対象に模擬授業が行われた。それだけではなく、第3弾として、紙芝居教材「提案のちから」も完成し、すでに授業化されている。

司法書士による法教育は、これらの教材の開発だけでなく、それぞれの司法書士会が独自の教材の開発を行っているところも多く、それらの教材の発表や交流が待たれているところである。

司法書士の法教育の発展を祈っている。